

広報

どうし

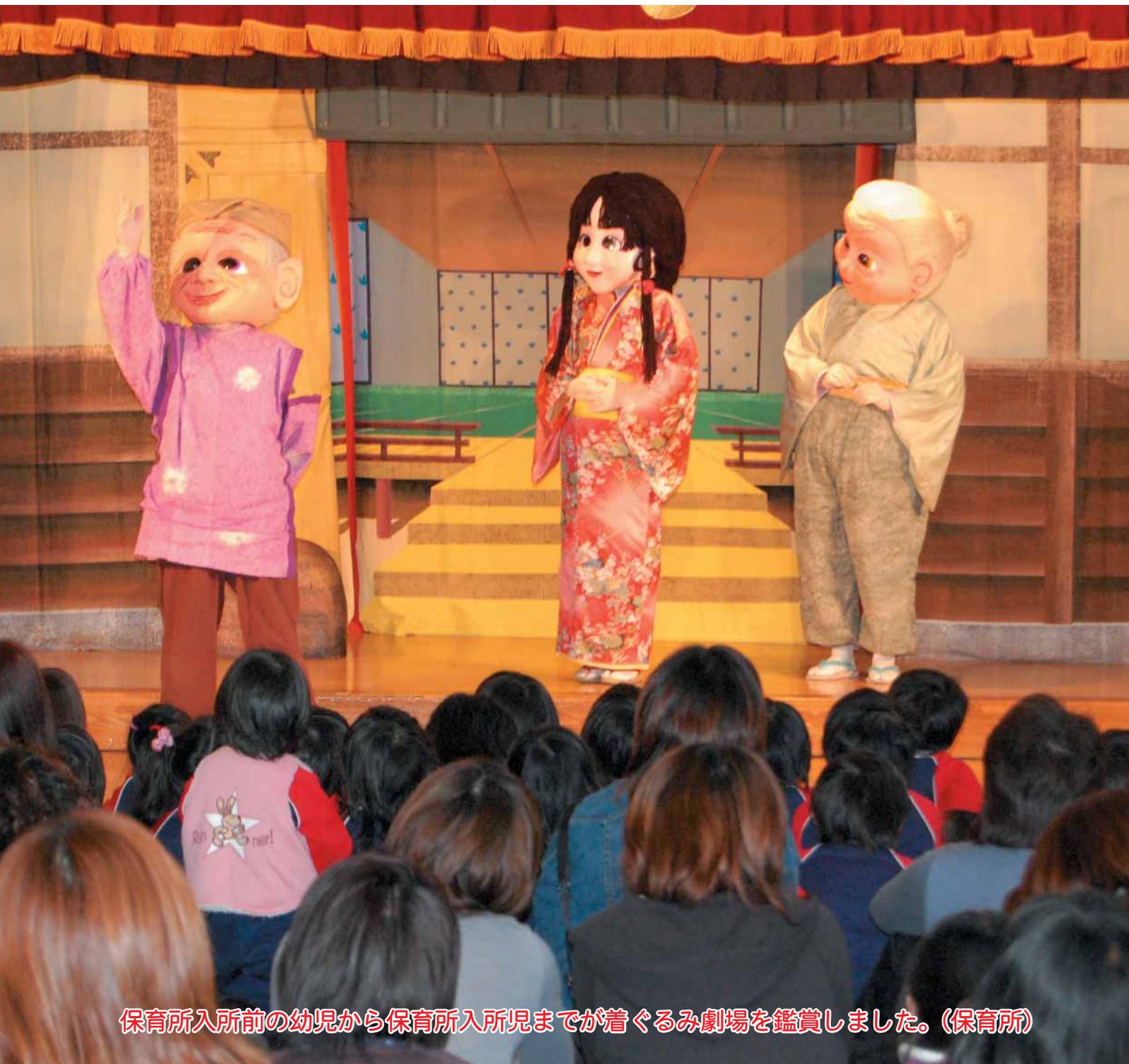
道志村民憲章

私たちの七里は、緑と清流と歴史の郷です。この地に生きること誇りをもち、平和な村を築くため、ここに憲章を定めます。

私たちは

- 一、自然を愛し平和な村をつくれます。
- 一、生産に励み豊かな村をつくれます。
- 一、伝統を重んじ、教養を高め、文化の村をつくれます。
- 一、人情といたわりの心を養い、福祉の村をつくれます。
- 一、明るく健康で、活力ある村をつくれます。

2007 April 4月号



保育所入所前の幼児から保育所入所児までが着ぐるみ劇場を鑑賞しました。(保育所)

一般会計予算は16億3,350万円〔一般会計対前年度比 Δ0.5%減〕

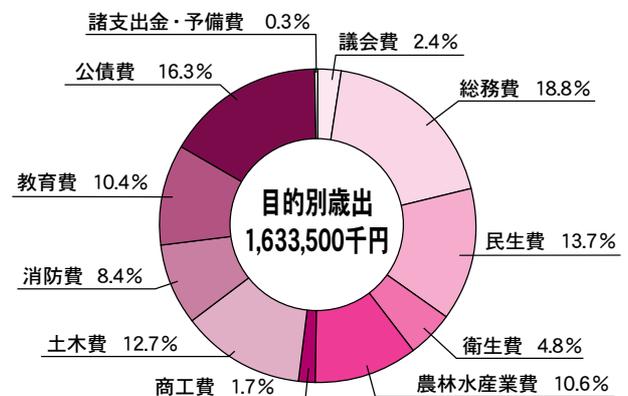
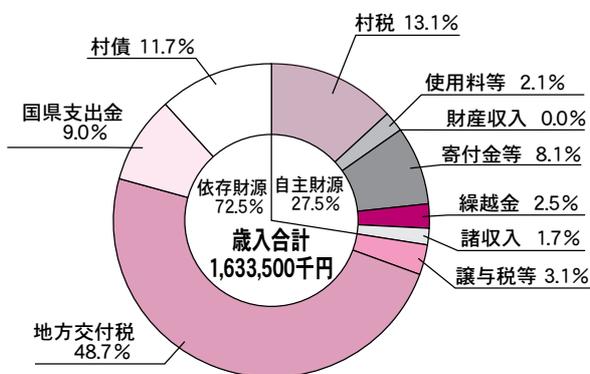
特別会計は14億3,131万円〔特別会計対前年度比 4.0%増〕

村民一人当たりの支出額（一般会計） 786,092円

平成19年2月末現在人口 2,078人（住民基本台帳人口）

3月議会定例会において平成19年度の当初予算が審議され、一般会計16億3,350万円、8つの特別会計14億3,131万円、総額30億6,481万円が議決されました。

村の予算において、農林水産業費・商工費等の削減など、歳出の抜本的な見直しに取り組み事務事業の実施においてもその必要性・緊急性の視点からより厳しく検討と見直しを行い、生活基盤の消防・土木・福祉事業へと配慮に努めました。



歳入

(単位：千円、%)

区分	予算額	構成比
村税	214,643	13.1
地方譲与税	15,000	0.9
利子割交付金	1,300	0.1
配当割交付金	800	0.1
株式等譲渡所得割交付金	1,200	0.1
地方消費税交付金	20,000	1.2
自動車取得税交付金	8,000	0.5
地方特例交付金	1,500	0.1
地方交付税	795,500	48.7
交通安全対策特別交付金	500	0.1
分担金及び負担金	17,893	1.1
使用料及び手数料	16,125	1.0
国庫支出金	66,414	4.0
県支出金	82,291	5.0
財産収入	32	0.0
寄付金	133,100	8.1
繰入金	1	0.0
繰越金	40,000	2.5
諸収入	27,701	1.7
村債	191,500	11.7
歳入合計	1,633,500	100.0

歳出

(単位：千円、%)

区分	予算額	構成比
議会費	39,591	2.4
総務費	306,568	18.8
民生費	223,172	13.7
衛生費	79,013	4.8
農林水産業費	172,613	10.6
商工費	27,583	1.7
土木費	207,214	12.7
消防費	136,760	8.4
教育費	169,953	10.4
災害復旧費	0	0.0
公債費	266,001	16.3
諸支出金	32	0.0
予備費	5,000	0.3
歳出合計	1,633,500	100.0

平成19年度 当初予算概要

● 平成19年度の主な事業内容 ●

生活環境の整備と、ふるさとづくり

地域住民の生活の快適性、利便性の向上安全確保のためと、ふるさとづくり事業の推進を図ります。

(単位：千円)

● 道路整備事業

林道開設改良費 ……………62,451千円
道路開設改良費 ……………75,600千円

● 消防施設事業

常設消防事業 ……………90,120千円
非常備消防費 ……………15,943千円
消防施設整備事業 ……………30,697千円

● ふるさとづくり事業

ふるさとづくり事業 ……………4,609千円
コミュニティ事業 ……………2,500千円

● 電子計算機費

イントラネット整備事業 ……………8,281千円

● まちづくり交付金事業

まちづくり交付金事務事業 ……………7,210千円

● 環境保全事業

ごみステーション設置……………200千円
ごみ運搬処理代・し尿処理等 ……………30,677千円

観光・産業振興

緑豊かな自然環境との調和を図り、産業の活性化と基盤整備また、観光のPRの推進をします。

(単位：千円)

● 農林水産事業

中山間事業 ……………18,588千円
地籍調査事業 ……………24,799千円
林業振興事業 ……………15,946千円
体験農園事業 ……………3,109千円
林道開設改良事業 ……………62,451千円

● 商工・観光運営事業

商工会・タバコ組合補助金等……………2,423円
観光施設整備・観光PR等……………25,160千円

福祉と医療

地域住民が明るく健康で生活できるよう福祉の充実と保健医療の推進を図る。

(単位：千円)

● 福祉関係

老人福祉事業 ……………39,031千円
在宅福祉事業……………999千円
身体障害者福祉事業 ……………31,713千円
福祉センター事業 ……………10,332千円
児童措置事業 ……………4,980千円
保育所運営事業 ……………44,775千円

● 保険衛生関係

予防接種事業 ……………3,360千円
母子衛生事業 ……………4,964千円
健康管理事業 ……………5,011千円
老人保険事業 ……………10,464千円

教育・文化の振興

豊かな人間形成をつくるため、日常生活に心のゆとりがもてる教育・文化の推進を図ります。

(単位：千円)

● 教育振興事業

義務教育振興事業 ……………53,148千円
学校管理・維持（小・中）……………46,670千円
教育振興事業（小・中）……………6,032千円
社会教育振興事業 ……………7,486千円
文化保護事業……………255千円
スポーツプラザ屋内プール……………6,202千円

特別会計 当初予算総額 14億3,131万円 (対前年比率4.0)

特別会計の予算について主な歳入、歳出の内容について紹介いたします。特別会計は独立精算で運営を行う事業であるが、観光施設事業を除く他の会計のほとんどが、一般会計からの繰入金（総額212,658千円）を受けて運営しています。

(単位：千円)

1 国民健康保険事業 260,756千円

歳入	国民保険料	88,512
	国・県支出金	86,000
	療養費交付金	21,279
	共同事業交付金	31,823
	一般会計繰入金	12,945
	その他	20,197
歳出	総務費	9,425
	保険給付費	150,818
	老人保健拠出金	32,523
	介護納付金	14,630
	共同事業拠出金	33,861
	保健事業費	495
	諸支出金	16,003
	その他	3,001

2 国民健康保険診療所 107,886千円

歳入	診療収入	76,892
	使用料及び手数料	158
	繰入金	25,799
	諸収入等	61
歳出	総務費	57,026
	医業費	48,503
	施設整備費	3
	公債費	854
	予備費	1,500

3 老人医療費事業 207,793千円

歳入	支払基金交付金	102,294
	事務費	783
	国・県負担金	80,942
	一般会計繰入金	23,774
歳出	総務費	439
	医療給付費	207,292
	その他	62

4 簡易水道事業 66,350千円

歳入	簡易水道加入負担金	630
	現年度給水使用料	6,940
	一般会計繰入金	32,179
	繰越金等	26,601
歳出	簡易水道事業費	40,899
	公債費等	25,451

5 観光施設事業 416,248千円

歳入	道志の湯事業収入	49,886
	水源の森事業収入	36,900
	道の駅事業収入	327,831
	財産運用収入等	1,631
	その他	0
歳出	総務管理費	14,320
	道志の湯事業費	60,324
	水源の森事業費	39,277
	道の駅事業費	293,796
	施設整備等	8,531

6 介護保険事業 157,806千円

歳入	保険料	23,548
	国庫支出金	30,947
	支払い基金交付金	39,331
	県支出金	19,770
	一般会計基金繰入金	44,206
	その他	4
歳出	総務管理費等	12,031
	保険給付費	136,083
	財政安定化基金拠出金	132
	地域支援事業	8,507
	予備費等	1,053

7 介護保険サービス事業 28,304千円

歳入	介護サービス事業	15,901
	諸収入	3,470
	繰越金	8,933
歳出	施設管理費	28,004
	予備費	300

8 合併浄化槽事業 186,172千円

歳入	加入者負担金	8,663
	使用料	7,699
	交付金	29,554
	一般会計繰入金	73,755
	繰越金	100
	起債	65,400
	雑入	1,001
歳出	施設整備・運営費	186,172

道志村特定事業主行動計画を公表します

道志村特定事業主行動計画の要旨

策定の趣旨

我が国における急速な少子化の進行を踏まえ、国においては「次世代育成支援対策推進法」が成立し、行動計画策定指針が示されました。本村においても、指針を踏まえ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため本行動計画を策定しました。

計画の期間

平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの五年間

計画の推進体制

行動計画策定・推進委員会を設置した推進体制

具体的な内容

職員の勤務環境に関する事項

次の取組みを通じて育児休業の取得率目標を、男性職員10%・女性職員100%とします

(一) 妊娠中及び出産後における配慮

① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の

制度について周知徹底を図ります。

② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図ります。

③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行います。

④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととします。

(二) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の推進

① 父親が子どもの出生時に五日間の休暇を取得できるようにします。

② 子どもの出生時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進について周知徹底を図ります。

(三) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

① 男性も育児休業を取得できることや、育児休業等の制度の趣旨及び内容や取得促進について制度の周知を図るとともに、休業期間中の育児休業手当金の支給等の経済的な支援措置について、職員に説明を行います。

② 育児休業及び部分休業に対する職場の意識改革を進め、育児休業等を取得しやすい雰囲気作りを行います。

③ 育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、緊密に連絡を取り、職場復帰時に検収等の支援を行います。

次の取組みを通じて、各職員の超過勤務状況について、幹部職員の認識の徹底に努めます

(四) 超過勤務の縮減

① 小学校就学始期に達するまでの子供のいる職員の深夜勤務および超過勤務の制限の制度について周知徹底を図ります。

② 定時退庁日を設定し、庁内放送及び電子メール等による注意喚起を計るとともに、幹部職員による巡回指導、定時退庁の率先垂範を行い、定時退庁ができない部署の把握と管理職員への指導の徹底を図ります。

③ 事務の簡素合理化の推進を図るため、各職員に業務処理計画表を作成させ、事務の効率化を進め、事務事業の拡充・縮小・廃止等を評価の上整理し、新たな事業についても妥当性・経済性・効率性等について十分検討した上で実施します。

次の取組みを通じて、職員一人当たりの年次休暇の取得目標を対前年度比で10%増とします

(五) 休暇の取得の推進

① 職員が年間の年次休暇取得目標日

数を設定しその確実な実行を図るため、管理職は定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革を行うと同時に部下の休暇の取得状況を把握し、計画的な年次休暇の取得を指導するなどし、安心して職員が年次休暇の取得ができるよう事務処理において相互応援ができる体制を整備します。

② 月・金と休日を組み合わせる年次休暇の取得促進、子供の授業参観日、国民の休日や夏季休暇とあわせて年次休暇の取得促進、節目に年次休暇を利用した一週間以上の休暇、リフレッシュ休暇、家族の記念日等、年次休暇の積極的な取得促進を図ります。

(六) 子どもの看護を行うための特別有給休暇の取得の促進

① 子どもの看護休暇等の有給休暇を周知するとともに取得を希望する職員に対して、100%取得できる雰囲気醸成を図ります。

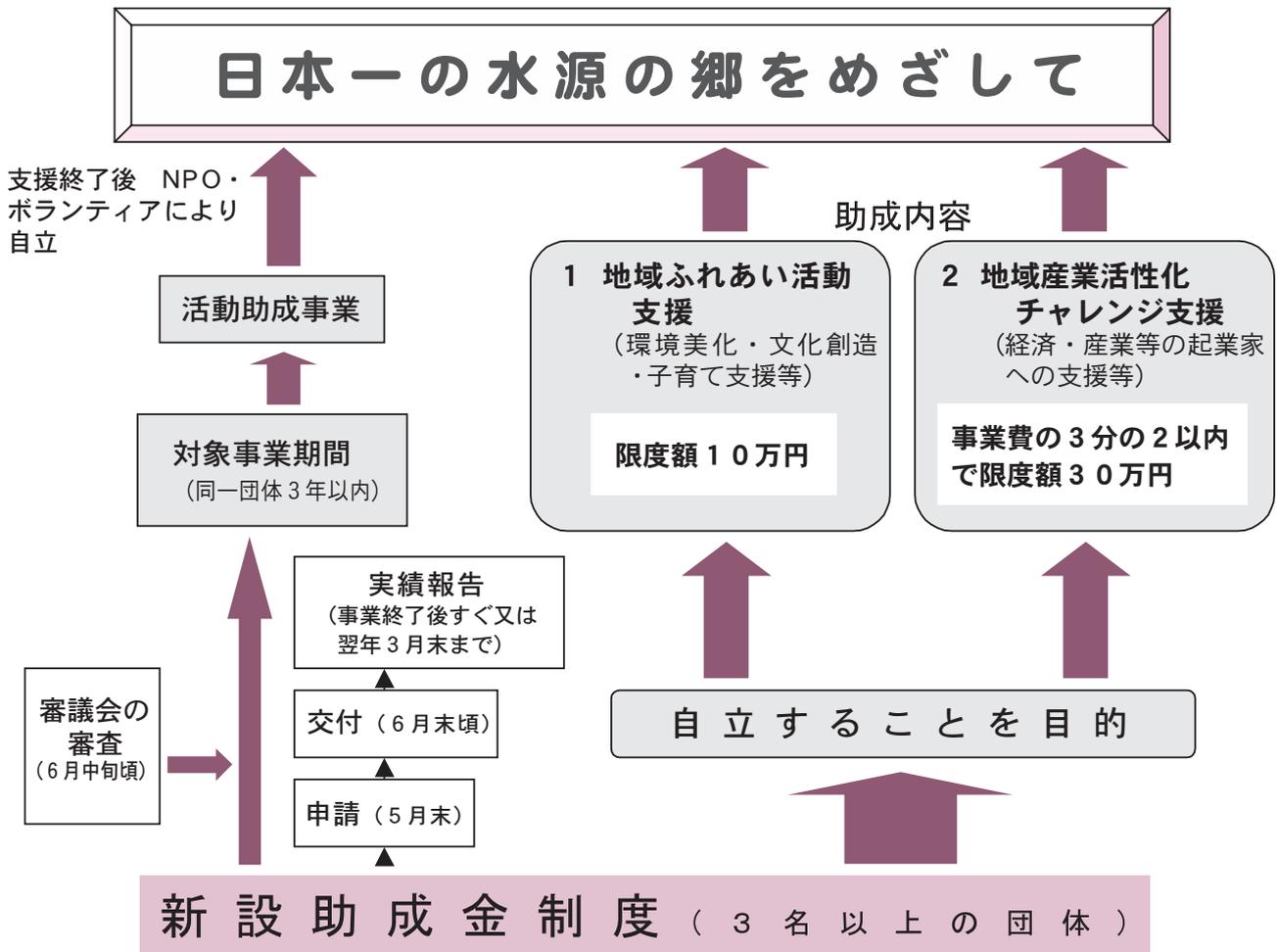
② 取得単位を時間単位とします。

③ 配置転換で異動を命じる場合、子育ての状況に応じた人事上の配慮を行います。

④ 「特定職員による職場でのお茶くみ廃止」等について周知徹底を図ります。

道志村水源の郷づくり推進事業助成金要綱

(やっせんべー・やるべー助成金)



やっせんべー・やるべー助成金に応募しませんか！

道志村では今年4月より、地域で活動する皆さんに助成する制度を作ることになりました。内容は図のとおりです。

対象の人たちは、村の人以外でも、道志村に活動拠点を置き、道志村活性化のための活動の推進を図る団体なら申請できます。期間は最長で3年です。

●申請期間 毎年度4月より5月末日まで。

●助成内容は、

1. 地域ふれあい活動支援(限度額10万円)

集落内の道路公共施設の美化事業、花いっぱい事業、地域の伝統文化芸能、祭りのための事業、スポーツレクリエーション等の事業、子育て事業、子供の行う地域への参加事業、福祉・介護関係事業など

2. 地域産業活性化チャレンジ支援(事業費の3分の2以内で限度額30万円)

地域特産物の開発事業、新エネルギーの活用、商工観光に関わる新たな産業の振興事業、新たな起業家への支援です。皆さん奮ってご応募ください！

詳しい内容・申請書などお問い合わせは下記にどうぞ

道志村役場 まちづくり調整室 TEL0554-52-2112

国民健康保険よりお知らせ

70歳未満の人は入院前に必ず申請してください



平成19年
4月から

入院時の窓口での支払いが
自己負担限度額までになります！

国保窓口申請

してから

医療機関入院

高額療養費の限度額は所得により複数の区分があることから、医療機関の窓口でその区分に応じて限度額を適用するためには、認定証が必要になります。

住民税非課税世帯には、「**限度額適用・標準負担額認定証**」が、一般及び上位所得者には、「**限度額適用認定証**」が交付されます。認定証の交付には、**申請が必要**です。

自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円+ 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
上位所得者	150,000円+ 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

国保料の滞納のない世帯だけに認定証が交付されます

保険料を滞納している人はこれまでどおり、窓口で医療費の3割（3歳未満は2割）を全額自己負担します。

住民健康課 国保医療係 TEL 52-2113 (直通)



寅さんとの作品教室

昨年の9月から3月まで、閉じこもりを防ぎ楽しみ作りを目的に2週間に1回、創作活動教室を実施しました。15人の申請の中延べ約100人の参加がありました。参加した人達からは、「作品をつくるのが楽しい・・・。」との声もありました。今年も開催したいと思っておりますので、ぜひご参加下さい。

対 象：村内に住所を有する65歳以上の人 先着25名

日 時：6/6・20・7/4・18・8/8・22・9/5・19・10/3・17・11/7・21

午後1:30～3:30

合計 12日間

会 場：福祉センター 和室

費 用：材料費として初回 2,000円の徴収（以後内容により徴収すること有り）

内 容：籐細工を中心とするが、時々季節飾りや木工等もしていく予定

講 師：古屋寅三

申し込み先：地域包括支援センター 52-1611

または 役場住民健康課 保健師 52-2113

*送迎の必要な方は申し込み時にその旨を伝えて下さい!!

平成19年度 納期月のお知らせ

税 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村 県 民 税				① 7月2日	② 8月31日		③ 10月31日			④ 1月31日		
固 定 資 産 税		① 5月1日		② 7月31日					③ 12月25日		④ 2月29日	
軽 自 動 車 税		① 5月1日										
国 民 健 康 保 険 料		① 5月31日		② 7月31日			③ 10月31日	④ 11月30日		⑤ 1月31日		⑥ 3月31日
介 護 保 険 料		① 5月31日		② 7月31日			③ 10月31日	④ 11月30日		⑤ 1月31日		⑥ 3月31日
浄 化 槽 使 用 料 水 道		① 5月31日		② 7月31日			③ 10月31日	④ 11月30日		⑤ 1月31日		⑥ 3月31日

集金日（山梨県民信用組合）…下記日程により自治会長宅に伺います…

区分	月号	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
村税・国保・水道		26 (木)	28 (月)	27 (水)	27 (金)	28 (火)	27 (木)	26 (金)	27 (火)	27 (木)	28 (月)	27 (水)	27 (木)

平成19年度 狂犬病予防注射の実施について

平成19年度の狂犬病予防注射を下記のとおり実施いたしますので、もれなく受けてください。

年1回の狂犬病の予防接種は法律により義務づけられていますので必ず受けましょう。



◆実施年月日 平成19年4月20日(金)

◆時間と場所

1	山光荘前	午前	9:00	～	9:20
2	三光石油前	午前	9:25	～	9:45
3	美善屋商店前	午前	9:50	～	10:10
4	神地公民館前	午前	10:15	～	10:40
5	唐沢小学校	午前	10:45	～	11:00
6	郵便局前	午前	11:05	～	11:30
7	新津商店前	午前	11:35	～	12:00
8	役場前	午後	1:05	～	1:15
9	集いの家	午後	1:20	～	1:30
10	大栗バス停前	午後	1:35	～	1:45
11	小善地バス停前	午後	1:50	～	2:00
12	椿荘前	午後	2:05	～	2:15
13	大室指バス停前	午後	2:20	～	2:30
14	笹久根バス停前	午後	2:35	～	2:45
15	久保公民館前	午後	2:50	～	3:00
16	野原バス停前	午後	3:05	～	3:15
17	月夜野バス停前	午後	3:20	～	3:30

◆料金など

- ・3,400円(注射料 2,850円 + 済票交付料 550円)
- ・新規登録の場合は、犬1匹につき3,000円加算されます。
- ・おつりの要らないようにご協力ください。



それ以外の施設は開館時間がそれぞれ決められていますので、ご利用の際はご確認ください。

四月二日(月)からは、開庁時間を十五分延長し、午後五時三十分までとなります。又、役場窓口業務は正午から一時までの昼休みも業務をしております。

役場の開庁時間が四月二日から代わります。
道志村役場(教育委員会、医科、歯科診療所、保育所、福祉センター)の現在の開庁時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までですが、

**役場から
お知らせ**

●道志の若鮎がSAKAEヤングフェスティバルに参加！！

3月18日(日)に、春たけなわとはいえ、横浜でも珍しく寒風が吹き肌寒い天候でしたが、空は雲一つない快晴の中、道志中学校の1,2年生15名が横浜市栄区のイベントで和太鼓の演奏を披露してきました。フェスティバルは、区内の公立・私立中学校の生徒達を中心となって企画する今年で17回目を迎えるイベントです。今年には区制20周年記念事業に組み込まれたことから、道志中学校に出演要請がありました。参加校は11校で和太鼓や吹奏楽による演奏があり、道志中学校の生徒も若鮎のハッピー姿でのハツラツとした演奏に対して会場から大きな拍手をいただきました。

閉会後は、大輪教育長をはじめ村の関係者と中華街に出向き、ご褒美の中華料理に大満足。食べ放題のメニューもあって食事中は演奏以上に盛り上がり、参加した生徒達にとって楽しい思い出になったようです。

要請があれば来年度も参加したいと思っていますので、今年残念ながら参加できなかった方、次回は奮って参加してください。



まち室だより

●第3回旧久保分校活用検討会

全3回の検討会のまとめとして、過去2回のワークショップで出された意見を基に建築専門家にイメージ図(案)を作成していただき、確認作業を行いました。全3回の検討会の話し合いの中では、建物の具体的な活用計画の話し合いまでには至りませんでした。

- 1、公民館及び防災機能と地域活性のための活用施設を併せて設置する。
(体験学習、図書館、観光案内、物販、福祉関係施設)
- 2、屋外施設として、イベント広場、遊具広場、駐車スペースなどのほか、国道からの進入路の改善などを行う。
- 3、旧久保分校を拠点とする野外活動を考え、敷地外の自然環境整備を行う。

など上記の3つの項目の提案についてより具体的なものとするため、地域での活動内容や施設改修等の検討を引き続き平成19年度も行っていくことを確認し、終了しました。

